

中山間地域農業直接支払事業の取り組み

問 産業課 農政係 ☎62-9232

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指します。中山間地域の農地は、食料生産とともに水源のかん養や洪水の防止機能、良好な景観形成など、私たちの生活に大切な役割を担っています。しかし平地に比べ自然条件や社会条件が厳しいことから、高齢化の進行や担い手の減少、耕作放棄地の増加などによりその役割が低下するおそれがあります。

平成12年度から始まった「中山間地域農業直接支払事業」は、中山間地域の農地の荒廃を防止し、農地のもつ多様な機能を持続させるため、耕作者のみなさまが行う「農地を守る協定」に基づいた主体的な活動を支援する事業です。

富士見町においても13の集落が支援を受け、農地の多面的機能の維持・増進を図り、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向け、前向きな取り組みを行っています。



【対象地域】

特定農山村法指定地域 …… 富士見町全域

【対象農用地】

対象地域にある農振農用地区域内の1ha以上にまとまった農地から、右表の基準により町長が指定します。

【集落協定】

この事業では、「農地を守る協定」を締結し、町長の認定を受けることが必要です。また、協定に基づく主体的な活動は、5年間以上継続しなければなりません。

町内では、平成27年度から平成31年度までの第四期対策で、13の集落協定が締結され、それぞれの協定に基づいた活動が行われています。

平成28年度の実施状況は、「平成28年度 集落協定地区一覧表」のとおりです。

【平成28年度 共同取組活動の実施状況】

- ☐ 共同活動実施のための話し合い
- ☐ 農地の法面の崩壊を未然に防止するための定期点検
- ☐ 道・水路の維持管理、簡易補修・改良
- ☐ 子ども達の農業体験
- ☐ 景観作物の作付け
- ☐ 鳥獣害防止対策
- ☐ 共同機械利用
- ☐ 認定農業者の育成など

対象農地区分	勾配基準	交付金額
急傾斜農用地	田:1/20以上 (水平距離20mに対して1m以上の高低差)	21,000円/10a
緩傾斜農用地 *急傾斜農用地と連坦している農用地(通作、水路管理等、急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地に限る)	田:1/100以上 1/20未満	8,000円/10a

【平成28年度 集落協定地区一覧表】

集落協定名	協定面積(m ²)	協定参加者数	交付金額(円)
立 沢	2,902,794	296	55,066,853
乙 事	1,399,583	141	24,278,733
瀬 沢 新 田	42,881	12	900,501
烏 帽 子	81,837	17	1,600,368
下 蔦 木	124,875	27	2,622,375
先 達	214,037	38	4,494,777
田 端	76,605	18	1,608,705
上 蔦 木	65,940	26	1,384,740
高 森	233,020	27	4,868,239
葛 窪	312,159	71	6,470,592
御射山神戸	97,706	41	1,782,713
小 六	163,807	25	3,439,947
机	93,200	29	1,581,188
合 計	5,808,444	768	110,099,731